

第54課 債権 — 債権の成立・存続・消滅 その1

それでは、債権がどのようにして**発生・成立し、存続し、消滅**するかについて考えてみよう。ここでまず理解しておいてほしいのは、債権という権利は、永続的に存在することが予定されているものではなく、通常は「**弁済**」によって消滅することが予定されているということである。

身近なところで、君が市場に行ってキャベツを一個買ったとしよう。この場合、君が「一個3,000ドン」という値札が付いて店先に並んでいるキャベツの中から、良さそうなのを一個指さし、「これをください」と言い、店主が「はい」と言った段階でそのキャベツの売買契約が成立し、君には売買契約に基づくキャベツ一個の引渡し請求権という、店主に対する債権が発生し、店主には売買契約に基づく3,000ドンの代金支払い請求権という、君に対する債権が発生する。しかし、このようにして発生・成立した債権は、いずれもものの数十秒で消滅する。君は数十秒以内に3,000ドンを店主に支払うであろうし、店主は同時にキャベツを君に渡してくれるであろうから、両方の債権はいずれも「**弁済**」という最も正常かつ自然な消滅原因によって消滅するわけである。君がキャベツを抱えて店先を立ち去るときには、君と店主との間にはもはや何の債権債務関係もない。売買契約によって君は無事キャベツの所有権を取得したのであって、あとはそのキャベツをどう料理するかなどはすべて所有者である君の自由である。

もうすこし長く存続する債権ももちろんある。君が少しお金に困って、君の友人から、来月の末に返すという約束で50万ドンを借りたとしよう。これは「**消費貸借契約**」であり、友人が君に現金50万ドンを手渡してくれた時に成立し（要物契約—第51課「重要語句」参照）、この場合、友達には、君に対する、消費貸借契約に基づく50万ドンの「**貸金返還請求権**」という「**債権**」が発生する。君のほうは、すでに友人からお金を受け取ってしまったので、債務を負うだけであり、債権はない。この場合、友人の君に対する債権は、君が友人に50万ドンを返すまで存続する。ここで注意してほしいのは、友人の債権は、来月末に消滅するのではなく、仮に君が来月末に返さなくても、債権はその後も君が**弁済**するまで存続するということである。ただ、消費貸借契約に期限がついているため、来月の末までは、友人は君に対する債権の行使を阻止されている、つまり、債権はあるものの、来月末までは君に50万ドンを返してくれとは言えない、というだけであり、期限が来れば、友人はいつでも君に50万ドンを返せと要求できるし、君が返さなければ、その債権を強制的に実現すること、すなわち裁判所に訴えて判決をもらい、強制執行をして全額の回収ができるまで、友人の債権は存続するのである。

1 重要語句

a 債権の発生・成立、存続、消滅

「発生」と「成立」は結局同じことで、債権がその存在を開始することだと考えておいてよい。ただ、用語の問題として、「原因」や「要件」などの語と組み合わせるときに、「発生原因」、「成立要件」とはいうが、「発生要件」、「成立原因」とはあまり言わないので注意すること。「存続」は文字どおり存在し続けることであり、「消滅」は消えて無くなることである。

債権の発生原因はすでに前課でも述べたとおり、契約などの当事者の意思にかかわる原因が多いが、不法行為など、当事者の意思とは関わりなく債権が発生する場合もある（第53課参照）。

一方、消滅原因は、「弁済（べんさい）」（民法第474条以下）が最も普通の、しかも本来期待されている消滅原因であるが、外にも、相対立する同種の債権がお互いに打ち消し合って消滅する「相殺（そうさい）」（民法第505条以下）、当事者間で債権の内容を別のものに変更する合意をした場合に、それまでの債権が消滅する「更改（こうかい）」（民法第513条以下）、債権者が、債務者に対してもはや履行しなくてもよいという意思表示をすることによって債権を消滅させる「免除（めんじょ）」（民法第519条）、債権者と債務者が同じ人になってしまった場合（例えば父が子に債権を有していたが、父が亡くなってその債権をその子が相続した場合など）に債権が消滅する「混同（こんどう）」（民法第520条）、一定期間債権を行使しないことによって債権自体が消滅してしまう「消滅時効（しょうめつじこう）」（民法第167条第1項など）など、様々なものがある。

b 弁済

「債権の弁済」とも「債務の弁済」ともいうが、要するに債権がその目的を達することである。通常は債務者によって弁済がなされるが、債務者以外の第三者が弁済することもある。弁済に伴う法律問題は多く、民法は、弁済に関する一般的な規定を第474条以下に置いている。

c 消費貸借（しょうひたいしゃく・民法第587条）

お金の貸し借りが典型的な消費貸借である。利息のつくものも、つかないものもある。お金以外にも、米などの穀物の貸し借りなど、要するに借りた者が、借りた物そのものは使うなどして消費してしまい、後に同じ量の同じ種類の物を返すという契約である。これに対し、借りた物そのものを返すという契約は、無償か有償かに応じて、「使用貸借（しょうたいしゃく）」（民法第593条以下）、「賃貸借（ちんたいしゃく）」（民法第601条以下）という。民法上、消費貸借と使用貸借は「要物契約」であるが、賃貸借は、売買などと同じく、成立に物の受け渡しは必要とせず、当事者間の合意だけで契約として成立する「諾成契約」である。